

産業遺産連絡調整会議設置要領

令和 8 年 6 月 16 日 地域教育力担当部長決定

(目的)

第 1 条 歴史的・文化財的な価値の高い、野口研究所並びに旧理化学研究所板橋分所及びその周辺に残された明治期以降の造兵廠時代の施設群について、区民共通の財産となる板橋区史跡公園（仮称）の整備に向けた検討及び関係各課の連絡調整を目的として、産業遺産連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 連絡調整会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、教育委員会との連絡調整を担当する副区長の職にある者を充てる。
- 3 副議長は、地域教育力担当部長の職にある者を充てる。
- 4 委員は、別表 1 に掲げる者を充てる。
- 5 議長は連絡調整会議を統括し、代表する。
- 6 副議長は、会長を補佐する。

(所掌事項)

第 3 条 連絡調整会議の所掌事項は、以下のとおりとする。

- (1) 史跡公園の整備に関すること。
- (2) 近代化遺産群の保存・活用に関すること。
- (3) 関係各課の連絡調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項。

(連絡調整会議の招集等)

第 4 条 議長は、必要に応じて連絡調整会議を招集し、これを主宰する。

- 2 議長に事故あるときは、副議長がその職務を代理する。
- 3 議長が必要と認めたときは、関係職員を連絡調整会議に出席させ、意見を聞くことができる。
- 4 議長が必要と認めたときは、実務レベルの調整を行う下部組織として検討会を設置することができ、その構成は別表 1 に定める職員が指定する係長級の職にある者を充てる。

(庶務)

第 5 条 連絡調整会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課近代化遺産担当係において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、令和7年4月28日から施行する。
- 2 組織改編に伴う組織名の変更は、随時読み替えるものとする。
- 3 この要領の一部改正は、令和7年9月18日から適用する。
- 4 この要領の一部改正は、令和8年6月16日から適用する。

(別表1)

議長	副区長	※教育委員会との連絡調整を担当する職にある者
副議長	地域教育力担当部長	
委員	副区長	※上記の副区長を除く
	政策経営部長	
	政策経営部	政策企画課長 創造都市デザイン課長 財政課長 施設経営課長 教育施設担当課長
	産業経済部長	
	産業経済部	産業振興課長 産業戦略担当課長 くらしと観光課長
	都市整備部長	
	都市整備部	都市計画課長 建築指導課長
	まちづくり推進室長	
	まちづくり推進室	地区整備課長
	土木部長	
	土木部	土木計画・交通安全課長 公園整備担当課長
	教育委員会事務局次長	
	教育委員会事務局	新しい学校づくり課長 学校配置調整担当課長 生涯学習課長 史跡公園担当課長